

青森県後期高齢者医療広域連合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の住居手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「条例第九条に規定する扶養親族で同条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第九条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第五条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として広域連合長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第八条第一項中「欠くに至った日」の下に「（広域連合長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日）」を加える。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。